



様式第4号（第5条関係）

## 標識

下記の特定空き家等の所有者又は管理者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第3項（宍粟市空き家等の対策に関する条例第5条第1項の規定により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを、令和6年2月20日付け宍建住第773号により命じているため、同法第22条第14項の規定により、この標識を設置する。

## 記

### 1 対象となる特定空き家等

所在地 兵庫県宍粟市山崎町葛根419番2  
用途 住宅  
構造 木造平屋建

### 2 命令に係る措置の内容

当該特定空き家等は、県道宍粟下徳久線に面しており、柱・梁等が腐食し一部倒壊している状況であり、保安上著しく危険な状態となっています。至急、建物を解体する対策措置を実施してください。また、建物の内部または敷地内に残存されている動産等も期日までに運び出し、適切に処分してください。

### 3 命令に至った事由

令和2年11月4日付け宍建都第336号により特定空き家等に認定し、これまで必要な対策を講じるように指導してきたところであり、当該特定空き家等は、倒壊の危険性が極めて高く、このまま放置すれば周辺住民や県道の通行車両等に危害を加え、重大事故となるおそれがあるため。

### 4 命令の責任者及び連絡先

命令の責任者：宍粟市建設部 住宅土地政策課長 小坂崇雄  
連絡先：兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6  
宍粟市建設部 住宅土地政策課 0790-63-3166  
担当者：住宅土地政策課 副課長 片牧正裕

### 5 措置の期限 令和6年5月31日